

船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成29年6月4日 09時45分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町竹富島南方沖 竹富島南水路第6号灯標から真方位260°830m付近 (概位 北緯24°18.5′ 東経124°05.0′)
インシデントの概要	旅客船ドリーム3は、南西進中、左舷ウォータージェット推進機の運転ができなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年7月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 ドリーム3、19トン 292-47975 沖縄、丸尾建設株式会社、石垣島ドリーム観光株式会社（運航者、A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2.0m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、旅客37人を乗せ、竹富町西表島大原港に向けて沖縄県石垣市石垣港を出港した。</p> <p>本船は、両舷主機を回転数毎分約1,900とし、約27ノットの対地速力で手動操舵により竹富島南方沖を南西進中、機関室から異音が生じたので、船長が両舷主機の回転数を減じたところ、左舷主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が、右舷主機を停止した後、機関室で左舷ウォータージェット推進機を点検したところ、軸受箱から潤滑油が漏れいしていることを認め、行き先を変更して右舷主機を運転して竹富島竹富港に入港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者による左舷ウォータージェット推進機の開放点検が行われ、軸受箱のオイルシール及びオリングが破損し、同箱の軸受が焼損していることが判明し、部品等を交換して復旧した。</p> <p>本船は、両舷主機が、それぞれの回転軸を介して右舷及び左舷の各ウォータージェット推進機に接続されており、同推進機内のインペラを回転させて海水を船底から吸い上げて船尾部のノズルから噴出することで推進力を得る構造になっていた。</p>

	<p>本船のウォータージェット推進機は、製造会社による整備計画では、約1～1.5年の経過、又は運転時間が約3,000時間ごとに開放点検を行って軸受箱のオイルシール及びOリングを交換することとなっていたが、A社では不具合を生じた際に開放点検が行われており、本インシデント前に軸受箱のオイルシール及びOリングが交換された時期は不明であった。</p>
分析	<p>本船は、竹富島南東沖を南西進中、左舷ウォータージェット推進機の軸受箱の軸受が焼損したことから、同推進機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>左舷ウォータージェット推進機の軸受箱の軸受は、A社が製造会社による整備計画に基づいてオイルシール及びOリングを交換していなかったことから、経年劣化によって破損し、同軸受箱の潤滑油が漏えいして不足し、焼損した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、竹富島南東沖を南西進中、左舷ウォータージェット推進機の軸受箱の軸受が焼損したため、同推進機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の整備計画を遵守し、適切な時期に開放点検及び消耗部品の交換を行うこと。